

# 躍 動



全渡島教職員組合 2013年12月1日 第16号 文責：塩田

希代の悪法とも言われている「特定秘密法案」が衆議院を通過しました。参議院での攻防の真っ最中です。この法案は、1941年に施行された国防保安法にそっくりです。当時は、そのまま、侵略戦争に突入しています。

## 特定秘密の保護に関する法律案

### ◇秘密保護法の内容は、

その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを行政機関が「特定秘密」に指定する

秘密を扱う人、その周辺の人々を政府が調査・管理する「適性評価制度」を導入する。「特定秘密」を漏らした人、それを知ろうとした人を厳しく処罰する

**適性評価**は、行政機関の職員だけでなく、私たち民間人も対象となります。例えば軍事や原子力にかかわる企業の社員や、共同研究などを請け負った大学の研究者らに対しても身辺調査が行われることが考えられます。

政府原案では、(1)「特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項」(2)犯歴や懲戒歴(3)情報の取り扱いについての非違歴(4)薬物の影響(5)精神疾患(6)飲酒(7)信用情報や経済状況—について身辺調査するとしています。



**身辺調査**は、本人にとどまらず家族や父母、子ども、兄弟、配偶者の親族、同居人も対象としており、多くの市民のプライバシー情報を侵害します。

調査のために、例えば病院や金融機関などに照会することも可能です。

現行の国家公務員法では、職務上知ることのできた「秘密」を漏らすと、1年以下の懲役か50万円以下の罰金ですが、「秘密保護法案」では「故意の漏えい行為」を最高懲役10年に厳罰化し、過失や未遂、共謀、教唆、扇動まで処罰対象にしています。

懲役10年に執行猶予はつきません。情報公開に対する公務員の姿勢を一層萎縮させる可能性は大です。私たちの運動の手枷足枷にするもので断じて成立させてはいけません。

実によく似ています。比べてみてください。

	秘密保護法案（審議中）	国防保安法（1941年制定） ◆太平洋戦争開始9ヶ月前に制定
秘密なものとは 	○安全保障に関する事項 ・防衛、外交、特定有害活動 ・テロリズム	○国防上外国に対し秘密にする事項 ・外交、税制、経済、その他 ○軍事上の秘密は、 ◆軍機保護法（1937年制定） ◆盧溝橋事件の5ヶ月前に制定 その後、日中戦争となる。
誰が指定するか	○行政機関の長	○大臣または会議 (御前会議、枢密院会議など)
何が犯罪なの	○情報漏えい、管理に関する行為による取得 ・探知・収集	○情報漏えい ・秘密を漏らしたり、公表すること ○情報を探る行為 ・探知・収集
どこまで犯罪なの	○未遂や過失も対象になる ・共謀（話し合い） ・教唆（そそのかし） ・扇動（呼びかけ）	○未遂や過失も対象になる。 ・陰謀 ・教唆 ・扇動 ・誘惑 

### 国防保安法（スパイ防止法）による言論封圧

＜昭和17年＞国民一人ひとりがお互いを監視するためのスローガンです。垂れ幕、看板などが立てかけられ、日常生活のスミズミまで監視対象になりました。その先は、侵略戦争まっしぐらでした。

○「一億が一つ心で 防諜団 一億動員 あたれよ防諜 間諜(スパイ)は汽車に 電車に 井戸端に 乗るな流言 語るな秘密」(京都府)

◇まさか、一般国民の私が処罰されるとは？ 現実問題としてあり得ることかもしれませんね。盗聴やおとり捜査、内定などは、ドラマだけの世界にしてほしいですね。